

第二回みどりの委員会 議事録

- 開催日時 令和5年1月20日開催 14時～
- 開催場所 流山市役所 第一庁舎 3階 庁議室
- 参加者 みどりの委員会（木下会長、小木曾副会長、秋谷委員、亀山委員、  
檜委員、田中委員）

議題1 流山市都市公園条例及び流山市都市公園条例施行規則の改正について

議題2 その他

議題1 流山市都市公園条例及び流山市都市公園条例施行規則の改正について

発言者	発言
木下会長	<p>議題1 流山市都市公園条例及び流山市都市公園条例施行規則の改正について です。</p> <p>事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>流山市都市公園条例及び施行規則は、都市公園法に関連して制定されているもので、流山市内の公園について定めるものです。</p> <p>議題1では、この改正についての背景と改正内容について説明させていただきます。</p> <p>資料2をご覧ください。資料2は3枚あり、令和5年3月、令和6年3月、令和7年3月の再整備予定図です。明るくなっているところが、再整備が完了する予定の場所、暗くなっているところが再整備中やこれから再整備を行う場所です。</p> <p>まず、令和5年3月の図をご覧ください。</p> <p>現在、野球場周辺やテニスコート、図面下側中央の西側駐車場の再整備工事を施工中です。3月時点で、野球場の周辺にあるローラースポーツエリア予定地、バスケットボール広場予定地、西側駐車場予定地の一部について再整備完了予定と掲載されていますが、3月末までには再整備が完了しない可能性がございます。もしスケジュールに変更が生じそうな場合は、都度ホームページ等でお知らせいたします。</p> <p>令和6年3月の再整備予定図をご覧ください。野球場周辺、テニスコート、西側駐車場の再整備が完了し、図面右下のエリアも再整備が完了している予定です。図面右下の再整備が終わり次第、図面右上のピクニック広場にむかって徐々に再整備の範囲を拡大していく予定です。</p> <p>令和7年3月の再整備予定図をご覧ください。再整備はすべて完了し、残すは収益施設の設置のみの状況となる予定です。</p> <p>では、資料1をご覧ください。</p> <p>まず、これまでのみどりの委員会でも説明してまいりましたが、運動公園には将来収益施設を設置予定です。場所は図面の右下に赤い円</p>

で囲われている部分です。この収益施設は市が設置するのではなく、民間事業者の資金で設置し、民間事業者のノウハウをもって運営することを検討しています。市は収益施設の運営のノウハウを持っていないため、民間事業者のノウハウで周辺の公園エリアと一体的にデザイン等していただいた方が、より利便性の高いものができると考えています。

2 運動公園の現状と課題をご覧ください。2点ございます。

まず、1点目の現状と課題についてです。現在運動公園には、管理者が3者います。一つ目はキックコマンアリーナなどの有料施設を管理する株式会社東京ドーム、二つ目はバーベキュー広場を管理するバーベキュー事業者、三つ目はその他のすべての公園部分を市が業務委託により管理しています。そのため、すでに管理区分が煩雑となっており、市民からの問い合わせも担当が違うと、一つの窓口で一度に受けきれない現状がございます。ここにさらに、先ほどお話しした収益施設の事業者が参入すると、公園管理者は4者となり、より煩雑になります。

続いて2点目の現状と課題についてです。現在の有料施設管理者は、あくまでも有料施設内のみを管理しているため、この広い公園全体を活用できていません。つまり、公園のポテンシャルをほぼ活かせていない現状がございます。そこで、収益施設を民設民営し、市民がより利用しやすくにぎわいのある運動公園にするには、どうすればいいか検討を行いました。

裏面をご覧ください。検討の結果、運動公園全体を指定管理化するとよいのではないかとの考えに至りました。それを行うには、収益施設をPark-PFI制度により設置し、同じ事業者が運動公園全体の指定管理者制度を用いて管理してもらう必要があります。この制度により管理者を1者にすると次のメリットがあります。

一つ目は、公園利用者にとって問い合わせ先がわかりやすくなることです。

二つ目は、収益施設を公園利用者にとって魅力的かつ、公園に適している内容にできることです。これまで、サウンディング型市場調査を行ってきて、収益施設の設置に関する事業者ヒアリングを行ったところ、多くの事業者から、収益施設のみ事業者募集をすると、その場所のみで事業成立をしなくてはならないため、集客のターゲットが道路側となり、収益重視型のロードサイド店、具体的にはドラッグストアやコンビニエンスストアのような業種でないと提案できませんとの意見がありました。正直申し上げますと、市としてはこれらの業種の店舗を、わざわざ公園に設置する必要はないと考えています。一方で、

収益施設と一緒に公園全体を管理することで、事業者の工夫次第で多様な連携や人流を生み出すことができるため、公園利用者にとって魅力的な収益施設の設置を提案できるとのことでした。

三つ目は、二つ目のメリットにも関連するところですが、令和3年度に実施した社会実験の結果、運動公園のイベントは好評であり、今後もこういうイベント等の体験をしたいという意見がありました。収益施設設置に関するヒアリングをおこなった事業者からは、公園全体を包括的に管理できれば、様々なイベントの企画も十分考えられるとのことでした。民間事業者のポテンシャルやノウハウを活かすことで、市の運営ではなかなか困難な、利用者にとって魅力的な公園に生まれ変わることができると思います。

以上3つのメリットにより、運動公園全体を1者により管理する検討を進めています。

資料1次のページをご覧ください。

4 運動公園全体の指定管理化に向けたスケジュールです。現在の有料施設の指定管理は令和7年度末までが事業期間であることから、令和8年度から導入しようと考えています。令和8年度に導入するために、来年の12月ごろから、令和6年の6月頃までの半年間で事業者を募集し、その後1年9か月かけて選定された事業者と協議し、収益施設の設計、工事まで行います。そのため、その前に運動公園全体を指定管理者制度により管理するための条例改正を行う必要があることから、令和5年12月議会での改正を予定しています。

5 指定管理化に向けて実施すべき事項です。まず、先ほど申し上げた通り条例を改正する必要があります。

資料3をご覧ください。これは、現行の流山市都市公園条例と流山市都市公園条例施行規則です。条例の第2条の2では指定管理者が管理できる範囲を、第2条の3では指定管理者の業務内容を示しています。この第2条の2の管理範囲は、現在有料施設、つまりキックコートやテニスコート、野球場などのみとしています。これを運動公園全体に拡大します。第2条の3の業務内容では、現在有料施設の管理に関するのみ定められていますが、今後は運動公園全体の管理のほか、運動公園の使用、例えば遠足したい、イベントをやりたいなどの市民からの申請に関する許可の事務を加えようと考えています。次に、条例改正を行う際は、基本的に市民参加といひまして、市民の方などよりご意見を伺うように定められていますが、市民参加の機会としてパブリックコメントを令和5年の7～8月ごろに、みどりの委員会を令和5年の秋ごろに実施したいと考えています。

以上が、指定管理化に向けた実施事項です。

	<p>なお、指定管理とは直接関係ないのですが、将来の収益施設の事業者募集に役立てるため、現在トライアルサウンディングというものを実施しています。これは、実際に事業者などに公園を利用させていただいて、そこでいただいたご意見を参考に今後実施する収益施設の事業者募集の条件整理等に役立てるために実施しています。資料4のカラーのものは、トライアルサウンディングのチラシです。参考にご覧ください。現在、春と秋に実施するヨガとペーグルの提供、親子でお外遊びという企画の応募がごございます。詳細が決まりましたら周知いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
木下会長	<p>ご説明ありがとうございました。</p> <p>それではただいま事務局から説明のありましたことについてご意見を伺いたいと思います。ご質問でも結構でございますので、挙手をいただければ指名いたしますのでよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。</p>
亀山委員	<p>市民の方にも非常に便利になるのかなと思います。</p> <p>一方で、特に体育館の周りについてどこまでが公園で、どこまでがスポーツ施設なのかわからないという声を聞いたことがあります。そのため境目をはっきりさせていただければなと思います。</p>
事務局	<p>用地としては、体育施設も含めてすべてが公園です。現在の指定管理の範囲は、テニスコートと野球場のほか、体育館については体育館から2mまでとなっています。今回の提案はこのような管理区分を排除するものです。</p>
亀山委員	<p>ということは、スポーツ振興課とのすり合わせもできているということでしょうか。そのすり合わせの中で、課題が出てきたりしていませんか。</p>
事務局	<p>もちろん今2課に跨って運動公園を管理していますので、スポーツ振興課のとはもうすでに協議を始めていまして、概ね方向性は本日説明した内容でいこうということで進んでおります。</p>
秋谷委員	<p>私もこの管理区分が煩雑であるってということで一本化なりするのは大変いいことだと思います。今、3管理者がいるということですのでよろしいですね。1つは東京ドームさんだと思うのですが、他のどこを誰が管理しているのでしょうか。</p>
事務局	<p>おっしゃるとおり、東京ドームさんが指定管理者として市民総合体育館を管理しています。そのほかの部分については、バーベキュー広場は今年度の4月から本格稼働しており、株式会社ファクティブが運営しています。3つ目の管理者は流山市で、直接流山市が委託を出し</p>

	<p>て、その受託者が管理しています。今年度の委託先は、年間管理で篠塚造園土木、清掃業務委託でシルバー人材センターなどがおります。</p> <p>指定管理者制度を導入した場合管理が一元化するので、現在管理している事業者とは協議を行って、お考えを伺いたいと思っています。</p> <p>すでにバーベキュー業者の(株)ファクティブには、バーベキュー場を5年間運営する許可を出していますので、市が、指定管理者制度を導入したからといって、許可を外して出ていってくれということは私達も考えておりません。そのため、新しく入る指定管理者には条件として提示していくことを予定しています。</p> <p>やはりスポーツ施設の運営はスポーツ系の会社が得意でしょうし、公園の管理は造園系が得意でしょうし、各社得意分野がございまして、今の想定では、各得意分野の企業体が一緒に参入するなど視野にいれています。</p>
秋谷委員	<p>そうすると、問い合わせ先は結局内容によって異なってしまいませんか。</p>
事務局	<p>問い合わせ先は指定管理者に一本化されます。</p>
秋谷委員	<p>市民にとってのメリットはなんでしょうか。</p>
事務局	<p>現在管理者が複数いる、つまり同じ一つの公園に対して問い合わせ先が複数いるというところが一本化されてわかりやすくなります。</p>
秋谷委員	<p>利便性が向上するのなら、良いと思います。</p>
檜委員	<p>1つの会社が指定管理者となると、様々な事業を実施すると思いますが、儲かることを第一に考えてしまわないでしょうか。そういった事業を市民の合意なしにできてしまうのであれば、歯止めのようなものが欲しいと考えます。</p>
事務局	<p>事業者を募集する際に、募集条件や審査の内容としてよく吟味したいと考えています。</p>
木下会長	<p>自主事業は市に何の相談もなく、勝手にできないという理解で宜しいでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
小木曾副会長	<p>管理者が一元化されるということなので、慎重に審査していただきたいと思います。また、長期間の事業なので途中途中で報告やチェックの機会が必要だと考えます。</p>
木下会長	<p>キックマンアリーナの方では、年度ごとの評価を行っていますか。</p>
事務局	<p>事業途中の評価は毎年指定管理者制度の一環として実施しています。</p>

田中委員	先ほど途中の評価の話がございましたが、現在利用者アンケートは行っていますか。利用者の声も届きやすい仕組みがあるとよいなと思いました。
事務局	公園部分については、アンケート調査を行っていません。
田中委員	指定管理者が一元管理という体制になったら、実施した方が良いと思います。学童の指定管理については、アンケート調査を実施し、第三者委員会みたいなもので評価されています。
事務局	参考にさせていただきます。
木下会長	他事例ですが、請け負った事業者が自主的に実施しているケースもあります。是非参考にしてみてください。
亀山委員	公園は内容が多岐にわたるので、一社が全ての管理を一手に引き受けることはなかなか難しいと考えます。おそらく下請けに出すことになるのではないかと思います。 そこで要望なのですが、下請けの募集を公にしてもらえないでしょうか。市内事業者にも参入機会を作ってもらいたいと思います。 次に質問ですが、最終的な公園管理者はスポーツ振興課とみどりの課になると思います。課同士の管理の線引きで困らないように、包括的な管理方法は考えていますか。
事務局	市内事業者の参入機会の創出は大事なことだと思います。募集要領に含めていくことも考えられますので、検討していきたいと思えます。また、少し話はそれますが、現在実施しているトライアルサウンディングでは市内で様々な活動をしている方の参加を受け付けており、そういった方々のご意見も募集要領には反映させていきたいと考えています。 また、課同士の管理の線引きの件ですが、まだ具体的なところまで詰めていくことはできておりませんが、垣根をなくして市民の方が利用しやすい公園にしていきたいと考えています。
檜委員	20年という事業期間ですが、とても長いと思います。当然収益施設の投資分を回収する必要があるのですが、20年間必要だというのはわかりませんが、他の部分も20年とする必要はあるのか、検証されましたか。
事務局	指定管理者が収益施設管理者と一本化された方が、市民、利用者にとってメリットがあると考えています。しかしながら、檜委員がおっしゃられたことに関しまして、さらに精査してまいりたいと思います。

小木曾副会長	民間の力を借りて、より良い公園づくりをしようという取り組みだと思えます。今までの管理の仕組みと比較して、管理費は全体的に抑えられるのでしょうか。そのあたりの試算はされましたか。
事務局	抑えられると考えています。
木下会長	他に意見や質問はございませんでしょうか。 それでは運動公園全体の指定管理化について、この場でお認め頂けるかどうかというところですが、本日は条例改正の詳細が提示されているわけではございませんので、まずは方向性として問題がないかどうかというところで、異議はございませんでしょうか。
	(異議なし)
木下会長	それでは、いくつか要望がでましたが、それを踏まえたうえで今回の事務局の提案はお認め頂いたということにしたいと思えます。

## 議題2 その他

木下会長	議題2 その他 について事務局は説明をお願いします。
事務局	報告事項がございます。 議題1でも説明した、流山市総合運動公園の再整備の一つに、バスケットボール広場のリニューアルがございます。これまではゴールが2つあるだけで、ローラースポーツを楽しむ人たちと共存する広場となっていました。今回のリニューアルでは、ローラースポーツエリアは別に設け、バスケットボール広場には「3X3」ができるコートで2面用意する予定です。そのリニューアルに向けて、バスケットボール広場の利用ルールを設けるべきか検討しており、実際の利用者の声や、利用の多い若い世代の声を聴こうとアンケート調査を実施しています。 アンケート調査の内容は資料5です。アンケートは、一般の方向けはインターネットにより行っており、若い世代向けは、市内の中学校、高等学校のバスケットボール部員の生徒を対象に実施しています。お知り合いの方でこのコートを利用されていた方がいらっしゃいましたら、是非ともこのアンケート調査の周知についてご協力くださいますようお願い申し上げます。 背景としては、若い世代の利用が多い中、中高年代の方々が入っていき、交代してもらえないというご意見やごみが捨てられているというご意見がありました。これらのご意見を踏まえて、交代等のルールを設けるべきか、更には有料化した方が良いのか、今実際利用されている方がどのような考え方を持っていたらいいかを確認するために実施しています。みどりの課としては、できれば何も制限を設けずに、仲良く使っていただければいいなと思ってはいるのですが、それ

	<p>が現実的にできるのかどうかも含めて、アンケートを取った上で検討していきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
木下会長	<p>報告という形でご説明がありましたが、一応議題として諮られていますので、これについて委員の皆様からご意見やご質問があれば、お受けしたいと思っておりますがいかがでしょうか。</p>
田中委員	<p>市民の立場から言うと、やはり市外から来る方とかもいらっしゃるでしょうし、色々な方がこられるのではないかとという中で、時間制限みたいなものは、やっぱりあった方がいいのかもしれないと感じました。例えば、最大6時までとか、やはりあった方がいいかなと思います。</p> <p>あとちょっと一つ気になったのが音です。どういう音なのかかわからないのですが、マンションが近くにあるので私は直接聞いたわけではないので想像になりますが、どのように音が上がっていくのか心配です。例えば早朝や夜中などでは、すごく響くとか、想定外の騒音があるかもしれないのではないかと懸念しています。調べた方が良くと思います。</p>
事務局	<p>バスケットボールに関して、近くのマンションに住んでいるバスケットボールが好きな方から、特にクレームとかではなく、事実として夜になるとボールを突く音がすると伺ったことがあります。それはもしかしたらバスケットボールが好きだから音が耳に入ったのかもしれませんが、意外と夜になると聞こえてくるということは聞いたことがあります。</p> <p>現状は、24時間できる状態です。ただ夜中は園灯が消えるので真っ暗な状態で、やることにはなりますが。その辺りも含めて、深夜のルールづくりはやはり必要なのかなと思っています。</p>
小木曾副会長	<p>ゴールの奥は斜面ですよ。ボールを外してしまうと、外に出るのでしょうか。そうするとボールが外に出るたびにおりていってまた取ってくるという方が多いと思いますが、何か今回対策はありますか。</p>
事務局	<p>ゴールリングの後ろにはネットをつけることも検討しています。</p>
小木曾副会長	<p>外周部にフェンスをすべてつけるほどではないと思いますが、その辺をよく考えていただくと良いと思います。植栽の管理上も、その方がいいかなと思いました。</p>
木下会長	<p>スケートボードもルールがあったほうが良いという話になる可能性がありますよね。騒音という意味では、バスケットボールよりも、スケートボードの方があると思います。実際様々なところで苦情が出ていると伺っています。</p>



	<p>いずれにしても自主的にルールを作ってそれをみんなで守ってくっ てというような方向で検討ができるといいなと思います。</p>
事務局	<p>市がルールを定めるよりも、自主的にルールを決めていってもらっ た方が、守りやすいと思います。市民団体や利用者との対話をしてい きたいと思います。</p>
木下会長	<p>他に意見はございますか。</p>
檜委員	<p>今回の議題の件ではないのですが、みどりの基本計画に関して昨年 進捗チェックを行った中で、里山ボランティア講座を実施したけれど も、なかなかその後の活動につながる人がいないという話を伺いま した。せっかくこういう講座をやるからには、効果的にその後の活動に つなげられるようにしたいなと思います。従って今後、来年度も継続 して実施することになると思いますが、その際にはぜひ市内のNPO の方などに意見を聞いて、どうしたらそのあとの活動に続いていけ るのか、計画の段階から検討していただきたいなと思います。</p> <p>それからもう1点ですが、以前もお話したこともありますが、新川 耕地の東半分が物流倉庫になり、残った西側の南半分も、また物流倉 庫と商業施設になると聞いています。そうすると元々100ヘクタール あった新川耕地が25ヘクタールになってしまいます。残った部分が どうなるかすごく心配です。古間木の農地でも、田んぼを続ける方が ほとんどいらっしやなくて、資材置き場などがどんどん増えている ような状況です。緑の基本計画を作ったときの、緑被率というものが どんどんどんどん落ちているという状況にあります。もっと早く言っ てよという話かもしれないのですが、農業政策に関わる部分もあると 思います。農地も緑地として考えたときに、何か保全するような仕 組みをぜひ検討していただきたいなと思っております。</p> <p>この近くでは柏のあけぼの農業公園など、このような形で保全する 例もありますので、最後にわずかに残された農地、この部分を緑とし て何か保全するようなことをぜひ検討していただきたいなと思いま す。</p>
事務局	<p>ただいまのご意見について、お答えになるかどうかわからないので すが、おっしゃった通り、農地も緑地としてカウントできるというこ とが都市緑地法の改正で位置付けられたため、緑の基本計画にも農地 のことを少し触れています。おそらく後継者不足もあって、営農が続 かないという現状があります。熊野神社の近くの谷津田っていうので しょうかね、斜面緑地に囲まれ田んぼについては、非常に貴重だとい うことで、市の方でも緑の基本計画にしっかり位置付けさせていただ いて、保全していこうということで進めようと思っております。農業サ イドと一緒にどんなことができるのか考えていきたいと思っていま</p>

	<p>す。また、JAさんのご協力もいただかないといけないと思っています。</p>
秋谷委員	<p>農地の保全ということで、私どもは農業振興に取り組まなくてはならないということが至上命題ですが、いかんせん都市化、高齢化が進んでおりまして、後継者がいないというような状況で、JAといたしましては将来が不安な状況です。</p> <p>ただ、若手の認定農業者の皆様もいますので、そういった方々を精一杯応援して、農地の保全を図っていかねばいけないと考えています。古間木の谷津田でまだ米を作っている人は、3、4件ぐらいしかいないような状況で、あとはもうほぼ休耕地、または資材置き場に農地転用になってしまっております。一度農地でなくなったところを農地に戻すというのは、非常に大変で、ほぼ不可能だと感じています。</p> <p>ですから、その辺は何かしらの制約をかけないと農地は今後減る一方で、それこそ資材置き場などに変わっていってしまうと思います。そうすると、ゴミの問題や、においなどの問題も出てきます。都市計画の部署や農業振興の部署の方でも、非常に難しい問題ですが取り組んでいかななくてはならないと感じています。</p>
檜委員	<p>確かに今の状況で、農業を続けてくれとこちらから農家の方をお願いするのはちょっと無理かなと思っています。</p> <p>そのため、そういう前提でどうやって農地部分を緑地として残していったらいいのかなということを考えた時に、やっぱり行政がある程度お金を出して、農地を支えていくような仕組みを考えないと、多分なくなっちゃう気がしています。</p> <p>新川耕地の北側の残った部分についても、あれだけの物流倉庫ができてしまうと、もうあと何年もつのかなという感じがしておりますので、ぜひ先手先手で、何か仕組みを考えていただきたいなと思います。</p>
秋谷委員	<p>農業振興課の方で、地産地消ということで市の支援もいただきまして、「このまちご飯プロジェクト」という、流山市の学校給食米は、地元の農家の米を100%使うということで、納めさせていただいております。そういった取組も、今後農地が減っていきますと、継続が難しくなっていくというところもありますので、その辺は農政部門の方ともいろいろ協議しながらですね、これ以上農地がなくならないように、取り組んでいかなければいけないなというふうには考えております。</p> <p>「このまちご飯プロジェクト」を引き続き行っていきたいと思いますので、今後とも予算について、お願いしたいと思います。</p>

<p>小木曾委員</p>	<p>現場を見ずに、アイデアだけ出してしまいすみません。物流倉庫の屋根はどのようになっていますか。普通のコンクリートですか。ということはそこを屋上緑化されていれば緑被率は減らないですね。</p> <p>例えば都心の方ですと、ある不動産の事業では、都市の再開発の中で建物を建てて、屋上部に田んぼを作った事例もあります。田んぼで地域住民の方に田植えをしてもらい、再開発事業ですのでそこにもともといらした、地権者や子供たちに来てもらって稲刈りをして、皆でその米を食べるというイベントもしています。</p> <p>なんかそういうこと考えると、物流倉庫の屋根は、ソーラーだとか、屋上緑化について義務化しているのか、お願いしているのか、その企業がみずからやっているのかわかりませんが、そういうことを推奨すると魅力的なものになるのではないかと思いました。都心で私も実際事業に携わっていたのは、屋上ビオトープを行いました。いろいろやり方があると思います。魅力的なものを作ると結構PRもできると思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>NPOさとやまの方から新川耕地の貴重な動植物の保全について、意見をもらっています。</p>
<p>樫委員</p>	<p>物流倉庫と商業施設の予定地では、そこを開発するにあたって一部を農地として保全してもらえないかということと、物流倉庫の屋上にコアジサシという鳥の繁殖地を作ってもらえないかというような提案をしています。</p> <p>開発時のみどりの量の基準があるようなので、それにカウントしていただければ、事業者さんもそういったものが受け入れやすいのかなと思います。引き続き検討をよろしくお願いします。</p> <p>私の最初の話のボランティア講座、これについては来年度も実施される予定ということでよろしいでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。</p>
<p>樫委員</p>	<p>参加者数の数は確保できていますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>今年度は8人でした。</p>
<p>樫委員</p>	<p>その方々が継続されないというお話でしたよね。</p> <p>実際原因は、募集案内が継続することを前提としていないからだと思います。楽しみましょうのような募集内容でしたので。</p> <p>講座を受けた後にその方たちが具体的にどこかで活動する場所の想定をもう少し先に検討していただけたらなと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>講座の後、市野谷の森西近隣公園で取組をさせていただけるということでご協力いただいたのですが、天候にも恵まれなかったことと時期が12月ということでよくなかったので、反省材料にしてまた来年度取り組みたいと思います。引き続き芝崎小鳥の森を含めて、今後活動</p>

	するエリアや地域も検討していきたいと思いますので、ご協力をお願いします。
秋谷委員	令和7年3月の運動公園の計画平面図ですが、南部はどのようになりますか。
事務局	黄緑色の部分が芝生広場、オレンジの部分とグレーの部分が園路になります。大きな芝生広場が南側にできます。
秋谷委員	みどりの●はなんですか。
事務局	樹木です。
秋谷委員	トーテムポールは撤去していくのですか。
事務局	トーテムポールを管理していた皆様から、以前管理が困難なので、市にお任せしたいという依頼をいただきました。実際、腐食が進んでしまっているものも多くあります。市といたしましては、造成を機に撤去していく予定です。
木下会長	ご意見がないようですので、議題2 その他 を終了させていただきたいと思います。本日の議題は以上となります。